

出産・育児に関する共済組合・厚生年金・雇用保険の 各種手続きについて

出産前の手続き

- (1) 産前産後休業中の共済組合掛金・厚生年金保険料の免除について
組合員が産前産後休業中は、本人の申出により、共済組合掛金と厚生年金保険料（以下、掛金・保険料とする）が免除されます。

免除対象期間：出産(予定)日以前 42 日（多胎妊娠の場合は 98 日）から出産日後 56 日まで
のうち、妊娠または出産を理由として労務に従事しなかった期間の開始月から
終了日の翌日の月の前月（終了日が月の末日の場合は終了月）

【必要書類】

長期組合員	・（共済組合）産前産後休業期間掛金免除申出書
短期組合員	・（共済組合）産前産後休業期間掛金免除申出書 ・（厚生年金）産前産後休業取得者申出書/変更（終了）届

（出産予定日と出産日が異なる場合は、出産後に再度提出が必要です。）

出産後の手続き

- (1) 出産費について
組合員または被扶養者が出産したときは、出産費及び附加金が支給されます。
出産費の医療機関等への直接支払制度を利用した場合、出産費用が給付額に満たなかった際には、差額が支給されます。

【必要書類】

長期組合員・短期組合員 共通様式	出産費・家族出産費請求書
------------------	--------------

参考：[文部科学省共済組合 | 子供が生まれたとき（出産費）（monkakyosai.or.jp）](http://monkakyosai.or.jp)

- (2) 出産手当金について
組合員が出産のため勤務を休み、報酬の全部又は一部が支給されないときは出産手当金が支給されます。

支給期間：出産（予定）日以前 42 日（多胎妊娠の場合は 98 日）から出産日後 56 日まで

【必要書類】

短期組合員のみ	出産手当金請求書
---------	----------

参考：[文部科学省共済組合 | 勤務を休んだとき（monkakyosai.or.jp）](http://monkakyosai.or.jp)

育児休業中の手続き

(1) 育児休業等期間の掛金・保険料の免除について

組合員が育児休業中は、本人の申出により、一定の要件（※1）を満たしていれば、掛金・保険料が免除されます。

- （※1） ・ その月の末日が育児休業（出生時育児休業を含む、以下同じ）期間中である場合
- ・ その月中に14日以上育児休業を取得した場合
- ・ 賞与に係る掛金・保険料については、1ヶ月を超える育児休業を取得した場合

【必要書類】

長期組合員	・（共済組合）育児休業等期間掛金免除申出書
短期組合員	・（共済組合）育児休業等期間掛金免除申出書 ・（厚生年金）育児休業等取得者申出書

(2) 育児休業給付金について

組合員が育児休業（出生時育児休業を含む）を取得し、雇用保険の受給資格を満たしていれば、原則として休業開始時の賃金の67%（180日経過後は50%）の育児休業給付を受けることができます。

支給期間：子が1歳（※2）に達するまでの期間で勤務に服さなかった期間

【必要書類】

長期組合員 短期組合員 共通	・ 育児休業給付金支給申請書（雇用保険の受給資格・支給要件を満たす場合） ・ 育児休業手当金請求書（雇用保険の受給資格に該当しない場合）
----------------------	---

（※2） 育児休業給付の延長申請について

子が1歳に達した時点で下記要件①もしくは②を満たす場合、1歳6ヶ月に達する期間まで育児休業給付を延長できる可能性があります。さらに、子が1歳6ヶ月に達する日後の期間に育児休業を取得する場合、子が2歳に達する日前まで育児休業給付の再延長ができます。延長の申請は、育児休業給付金の最終申請前に行う必要があります。それを過ぎますと申請ができなくなりますのでご注意ください。

① 保育園等の入所申込を行ったが、定員超過等のために復帰ができない場合

保育園等への入所希望日が1歳の誕生日の翌日以降である場合は、延長対象となりません。

（例：1月5日が誕生日の場合、1月に入所ができないという証明が必要）

② 育児休業の申出に係る子が1歳に達する日以後も養育を行う予定であった配偶者が、次のいずれかに該当した場合

- A. 死亡したとき
- B. 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により養育することが困難になったとき
- C. 婚姻の解消等により配偶者が当該子と同居しなくなったとき
- D. 6週間以内に出産する予定であるか又は産後8週間を経過しないとき

(3) パパ・ママ育休プラス制度について

共働きの父母が、子が1歳に達する時までの間に育児休業を両名とも取得した場合、父母1人あたり最大で1年2ヶ月まで延長されます。ただし、育児休業給付金の支給額は最大で1年分です。

育児休業終了後の手続き

(1) 育児休業終了時の標準報酬月額の変更について

通常、掛金・保険料算定の基礎となる標準報酬は、年1回の改定（定時決定）か、固定的賃金の変動により従前の標準報酬との差が2等級以上になった場合に見直し（随時改定）を行います。

例外として、育児休業後に復職し、その際に賃金の変動した場合には、本人の申出により、育児休業終了後3ヶ月間の標準報酬月額を基に標準報酬月額の変更を行うことができます。これにより、復職後の報酬を速やかに反映させ、実際に得ている賃金に基づく掛金・保険料を納めることになります。

【必要書類】

長期組合員	・（共済組合）標準報酬育児休業等終了時改定申出書
短期組合員	・（共済組合）標準報酬育児休業等終了時改定申出書 ・（厚生年金）育児休業等終了時報酬月額変更届

標準報酬月額の特例

(1) 標準報酬月額の特例について

育児休業の取得の有無にかかわらず、3歳未満の子を養育しているために、勤務時間の短縮・手当等の減少などの理由で標準報酬が下がっても、本人の申出により、年金額の計算に用いられる標準報酬を養育開始前のものとし、将来の年金額が不利にならないようにする特例があります。この制度は、専業主婦の妻がいる場合の夫にも適用されます。

適用期間：養育を開始した日の属する月から、次のいずれかに該当するに至った日の翌日の属する月の前月まで

- A. 子が3歳に到達したとき
- B. 組合員（被保険者）が死亡又は退職したとき。
- C. 当該子以外の子を養育することとなったとき。
- D. 子が死亡したとき、又は養育しないこととなった（別居等）とき。
- E. 育児休業（掛金免除）を開始したとき。
- F. 産前産後休暇（掛金免除）を開始したとき。

【必要書類】

長期組合員	・（共済組合）3歳未満の子を養育する旨の申出書 ・世帯全員の住民票（続柄を省略していないもの）
短期組合員	・（厚生年金）養育期間標準報酬月額特例申出書 ・子の戸籍抄本・世帯全員の住民票（続柄を省略していないもの）

(2) 標準報酬月額の特例の終了に係る手続きについて

以下に該当する場合は、速やかに書類を提出してください。

【必要書類】

長期組合員	上記C～Fに該当する場合： ・（共済組合）3歳未満の子を養育しない旨の申出書
短期組合員	上記Dに該当する場合： ・（厚生年金）養育期間標準報酬月額特例終了届